

山梨県公報

第千五百三十七号

平成十七年

一月十三日

木曜日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県知事 山本 栄彦

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可	三
土地収用事業の認定	三
道路の区域変更(二件)	四
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証申請(五件)	五
落札者等の決定について	六
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	六
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	七
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	七
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の廃止	七
富士川中流域森林計画の決定	八
富士川上流域森林計画の変更	八
山梨東部地域森林計画の変更	八
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)	八
開発行為に関する工事の完了について(四件)	九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	九
換地処分の実施	一〇
教育委員会	一〇
博物館の登録	一〇

告示

山梨県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十六年十二月二十四日楯無堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年一月十三日

山梨県告示第三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年一月十三日

一 起業者の名称

忍野村

二 事業の種類

忍野村忍草老人福祉センター用地取得事業

三 起業地

1 収用の部分 南都留郡忍野村大字忍草字沖並松地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

忍野村忍草老人福祉センター用地取得事業(以下「本事業」という。)(は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定されている「老人福祉法に規定する老人福祉センター」を営営する事業」であり、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費について既に財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

忍野村忍草老人福祉センター(以下「センター」という。)(は、昭和五十九年に建設されて以来、現在まで健康教室、踊りの練習、入浴、囲碁大会等、忍草地区の老人等に対して各種事業の実施施設として利用されてきた。しかし、センター用地については、当初賃借して施設を建設し(その後用地の一部については取得済)現在に至っているが、今般、借地部分について引き続き賃借することは出来ない状況となった。このため、センターの底地を取得するため本事業を施行するものであり、今後も忍草地区の老人等の健康増進、教養の向上及びレクリエー

シヨンの場が確保されると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業は既存センターの底地を取得するものであるため、本事業の施行により周辺環境に与える影響はないと考えられることから、本事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(三) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 収用という取得手段をとる必要性

センターは、用地について賃貸借契約により借地して施設建設をしたものであるが、今後引き続き賃借できない状況となったため、本事業を施行するものであり、土地の収用という取得手段をとる必要性は認められる。

(二) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、センターの現在の状況を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(三) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、センターを運営するために必要な規模としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(四) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

忍野村役場福祉保健課

山梨県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年二月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡大和村大字田野字大明神五九番の 一 地先から 東山梨郡大和村大字田野字大明神五四番の 一 地先まで	一 一・一 一三・三	五・〇 一三・一		五三・六

山梨県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年二月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡上野原町大字西原字佐郡平一九七 三番の一 地先から 北都留郡上野原町大字西原字貉沢三二〇七	五・二 二二・〇			四六六・〇

番の五地先まで

新

一〇・六
三七・〇

四六六・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十六年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 全国源流ネットワーク

2 代表者の氏名 中村文明

3 主たる事務所の所在地 北都留郡小菅村四千三百八十三

4 定款に記載された目的

この法人は、源流域の自然、歴史、文化等の資源とその価値に着目し、全国の源流資源の調査と研究、交流を推し進め、研究成果の共有と情報発信を通して、源流に関わる市民、行政、専門家など幅広い人々を対象に、源流域の自然環境の保全や、自然と調和した地域づくりと源流の郷の活性化に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十一月三十日から平成十七年一月二十九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十六年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨情報通信研究所

2 代表者の氏名 伊藤洋

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡玉穂町上三條百番地四十三

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県在住の人々を中心に、自治体、大学等による情報通信ネットワークの構築と、それを生かした社会教育等の推進活動に関する支援事業を行い、高度情報通信ネットワーク社会の形成促進及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十一月三十日から平成十七年一月二十九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十六年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 Happy Space ゆうゆうゆう

2 代表者の氏名 星合美紀

3 主たる事務所の所在地 笛吹市石和町四日市場千四百一番地七

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親・将来、親となるものに対して、子育て支援・家庭教育に関する事業を行い、地域で共に育ち合う子育て環境づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年十二月十一日から平成十七年二月十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年十二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 八ヶ岳南麓景観を考える会
 - 2 代表者の氏名 内田愛子
 - 3 主たる事務所の所在地 北杜市大泉町西井出八千二百四十番地八百三十八
 - 4 定款に記載された目的
 - この法人は、世界遺産である八ヶ岳南麓の景観を次世代に伝える事を基本理念として、地域住民、日本国民はもとより広く世界の人々に対して八ヶ岳南麓の景観と自然環境の保全に関する事業を行い、またそれらの保全と経済活動との共存を図ることによって、八ヶ岳南麓地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年十二月十六日から平成十七年二月十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年十二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 ヒダマリ
 - 2 代表者の氏名 金勝武俊
 - 3 主たる事務所の所在地 都留市つる五丁目六番八号
 - 4 定款に記載された目的
 - この法人は、高齢者や障害者に対して、通院等の福祉移送サービスや各種在宅福祉サービスに関する事業を行い、利用者の負担を軽減し、より住みやすい地域福祉の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十六年十二月十六日から平成十七年二月十五日まで

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
 - 山梨県立大学総合事務システム及びサーバ機器等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 山梨県総務部私学文書課新県立大学設置準備室 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一
- 三 落札を決定した日
 - 平成十六年十二月八日
- 四 落札者の氏名及び住所
 - 株式会社コンピュータムーブ 山梨県甲斐市西八幡四千二百八十一番地四
- 五 落札金額
 - 六千六百十四万六千七百二十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
 - 平成十六年十月二十八日

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
有限会社ことぶきホームヘルプサービス	塩山市三日市場三二八二番地二	塩山市三日市場三二八二番地二	身体障害者居宅介護
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	韮崎市六山町六三二九番地	身体障害者短期入所
社会福祉法人八ヶ岳	北杜市長坂町小荒間	北杜市長坂町大井ヶ	身体障害者短期入所

岳名水会	一〇九五番地七	森九七八番地一	所
有限会社すけっと	甲斐市篠原八三三番地 鶴田マンション 二〇一号室	甲斐市篠原八三三番地 鶴田マンション 二〇一号室	身体障害者居宅介護
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	笛吹市石和町松本八三〇番地一	身体障害者居宅介護
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町二一番地三五	甲府市天神町二一番地三五	身体障害者短期入所

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。
 平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
有限会社ことぶきホームヘルプサービス	塩山市三日市場三二八二番地二	塩山市三日市場三二八二番地二	知的障害者居宅介護
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	韮崎市穴山町六三一九番地	知的障害者短期入所
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市長坂町大井ヶ森九七八番地一	知的障害者短期入所
有限会社すけっと	甲斐市篠原八三三番地 鶴田マンション 二〇一号室	甲斐市篠原八三三番地 鶴田マンション 二〇一号室	知的障害者居宅介護
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	笛吹市石和町松本八三〇番地一	知的障害者居宅介護

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。
 平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
有限会社ことぶきホームヘルプサービス	塩山市三日市場三二八二番地二	塩山市三日市場三二八二番地二	児童居宅介護
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	韮崎市穴山町六三一九番地	児童短期入所
社会福祉法人八ヶ岳名水会	北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七	北杜市長坂町大井ヶ森九七八番地一	児童短期入所
有限会社すけっと	甲斐市篠原八三三番地 鶴田マンション 二〇一号室	甲斐市篠原八三三番地 鶴田マンション 二〇一号室	児童居宅介護
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	笛吹市石和町松本八三〇番地一	児童居宅介護

● 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から指定居宅支援事業の廃止の届出があった。
 平成十七年一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
医療法人銀門会	笛吹市石和町四日市場二〇三一番地	笛吹市石和町四日市場二〇三一番地	身体障害者居宅介護

● 富士川中流地域森林計画の決定
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、平成十七年四月一日を始期とする富士川中流地域森林計画を縦覧に供した案のとおり決定した。
 平成十七年一月十三日
 山梨県知事 山本 栄彦

● 富士川上流地域森林計画の変更
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十九条の四第一項の規定により、富士川上流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。
 平成十七年一月十三日
 山梨県知事 山本 栄彦

● 山梨東部地域森林計画の変更
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山梨東部地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。
 平成十七年一月十三日
 山梨県知事 山本 栄彦

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年五月十三日まで縦覧に供する。
 平成十七年一月十三日
 山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称 株式会社公正屋 代表取締役 井上公正	住 所 北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三
------------------------------	----------------------------

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 公正屋大月東店
 (二) 所在地 大月市七保町葛野字中原二百十番外
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時三十分	午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後十時まで	午前七時四十五分から午後十時まで

- 3 変更の年月日
 平成十七年二月一日
 届出年月日
 平成十六年十二月二十二日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年五月十三日まで縦覧に供する。
 平成十七年一月十三日
 山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称 積水ハウス株式会社 代表取締役 和田勇	住 所 大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
-------------------------------	--------------------------

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町下三条字豊面一二六二の二、一二六二の六、一二六二の七、一二六二の八、一二六三の一、一二六三の五、一二六三の六、一二六三の七、一二六三の八及び一二六三の九の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び玉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町下三条千三百十五番地 有泉光雄

中巨摩郡玉穂町下三条十七番地 有泉一廣

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

韮崎市藤井町北下条字下横尾一五〇九の一、一五〇九の二、一五〇九の三、一五一〇の一、一五一〇の二、一五一〇の三、一五一〇の四、一五一〇の五、一五一〇の六、一五一四の一、一五一四の二、一五一四の三、一五一六の一、一五一六の二、一五一六の三、一五一六の四、一五二八の一、一五二八の二、一五二八の三及び一五二八の四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公園 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下飯田三丁目六番二号 有限会社チームトラスト 代表取締役 羽田清正

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区一本松工区）の換地処分を平成十六年十一月三十日実施した。

平成十七年一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成十七年一月十三日

山梨県教育委員会

教育長 眞田 良一

一 登録年月日

平成十六年十二月二十二日

二 記号番号

梨博 第二十一号

三 設置者の名称及び住所

財団法人 平山郁夫シルクロード美術館
神奈川県鎌倉市二階堂四ツ石百二十 十五

四 名称

五 平山郁夫シルクロード美術館
所在地

山梨県北杜市長坂町小荒間字信玄原二千番地六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番